

平成27年11月24日
福祉部障がい福祉課

宮崎市総合発達支援センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市総合発達支援センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成28年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

(2) 代表者名

理事長 黒木富美雄

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市橘通東一丁目14番20号

(4) 設立年月日

平成14年4月

(5) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。

(6) 事業概要

1 第2種社会福祉事業

イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の受託

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業の受託

ハ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の受託

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の受託

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談

- 支援事業の受託
 - へ 児童厚生施設の管理
 - ト 放課後児童健全育成事業の受託
 - チ 老人福祉センターの管理
- 2 その他の事業
 - イ 障がい児（者）総合診療所の管理

(7) 資本金又は基本財産

3, 000千円

(8) 従業員数

173人

2. 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市総合発達支援センター

② 所在地

宮崎市新別府町久保田657番地4

③ 施設規模等

敷地面積 4, 029. 53平方メートル

延べ床面積 2, 731. 66平方メートル

(2) 業務概要

- ① 障がいの診断、治療、検査及び指導に関すること
- ② 障がいに関する相談及び指導に関すること
- ③ 地域への巡回相談及び指導に関すること
- ④ 療育訓練に関すること
- ⑤ センターの設置目的を達成するために必要な業務
- ⑥ センターの施設・付属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ⑦ その他の業務
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

（平成18年4月1日から平成28年3月31日まで）

4. 事業計画の概要

(1) 管理運営に対する基本方針

人間としての尊厳を重んじながら、指定管理者として充実した施設運営に取り組む。

- ・地域の医療機関、保育所、幼稚園、学校、行政機関など物的資源の有効活用や、人的資源の育成に尽力し、地域資源を活用することでセンターへの一極集中型から広域型への転換を図る。
- ・専門職スキルの向上のために、現場主義の専門職育成・資質向上に取り組み、他施設とのネットワークや新たなノウハウの積み上げとその継承に取り組む。
- ・通所・相談支援事業において、利用者ニーズの高い事業領域について、新たな事業創出の実現に向け取り組む。

(2) 利用児者サービスの向上に関する提案

- ・診療所について月1回、土曜日の午前中の施設利用時間の延長を検討する。
- ・低機能自閉症児等に対する支援として、月1回程度グループ支援を行う。
- ・学童期の相談枠として、小学校低学年を対象とした相談枠を週半日程度設ける。
- ・乳幼児健康診査への派遣を、現状の月2回程度から月3～4回程度に追加する。

(3) 経費の縮減に関する考え方・提案

- ・専門職を講演会講師として育成し、講師派遣料の抑制を図る。
- ・水光熱メーターの定期記録や前年同時期の対比から数値上の異常をみつけ、漏水等による無駄な支出を未然に防ぐ。
- ・安全性の観点から状態を直接確認した上で、良質な中古備品を活用していく。

(4) 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力

- ・高度な専門分野に精通する豊富な人的資源を施設サービスに活かしていく。
- ・地元雇用、地元経済活性を重視し、雇用の創出、障がい者雇用を積極的に推進する。

(5) 安全管理に対する対応

- ・危機管理マニュアルに基づき、不審者への防犯対策や、事故等発生時の対応を行う。
- ・自衛消防訓練や災害訓練等を実施し、職員の危機管理意識を高める。

(6) 環境保護及び障がい者雇用等の福祉政策への取組状況

- ・宮崎市地球温暖化防止実行計画に準じた取り組みとして「省資源・省エネルギー対策実施基準」を設け、事務局、支援センターが一体となって環境に配慮した施設運営に取り組む。
- ・社会福祉事業団の障がい者実雇用率は2.43%となっており、国の定める雇用率2.0%を上回っている。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位:千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
指定管理料	388,492	391,953	395,674	398,832	401,995	1,976,946
収入合計	388,492	391,953	395,674	398,832	401,995	1,976,946

■支出

(単位:千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
人件費	322,549	326,514	330,088	333,612	336,632	1,649,395
事務費	38,305	37,945	38,147	37,839	38,044	190,280
光熱水費	10,800	1,0691	10,637	10,584	10,533	53,245
事業費	13,836	13,765	13,731	13,697	13,663	68,692
その他	3,002	3,038	3,071	3,100	3,123	15,334
支出合計	388,492	391,953	395,674	398,832	401,995	1,976,946

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

①非公募による選定

当該施設は、①障がい児の診療部と障がい児者の通所部を併せ持つ施設であり、その複合的な機能、また、それに伴い必要とされる多種多様な専門職による運営が必要であること、②障がい程度及び年齢に即した発達状況の把握、発達に即した療育を行うために、障がい児者一人一人に対し、継続的・長期的なビジョンによる療育訓練の提供が必要であることを考慮したところ、専門職員を継続的に確保し、継続的・長期的ビジョンによる療育訓練の提供実績を持つ宮崎市社会福祉事業団を指定することが、適切な施設の管理運営に資するという理由により、宮崎市福祉部指定管理者候補者第1回選定委員会（児童福祉部会）において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

②選定日程

第1回選定委員会	平成27年6月22日
要項及び申請書類様式の配布	平成27年7月24日
質疑の受付・回答	平成27年9月11日まで随時

申請の受付開始	平成27年7月24日
申請の受付締切	平成27年9月28日
第2回選定委員会	平成27年10月15日

(2) 宮崎市福祉部指定管理者候補者選定委員会（児童福祉部会）

（敬称略）

	役 職 等
会 長	子ども課長
委 員	保健医療課長
〃	生涯学習課長
〃	障がい福祉関係施設職員
〃	宮崎市PTA協議会役員
〃	弁護士

(3) 選定の概況

ア 非公募理由

宮崎市福祉部指定管理者候補者選定委員会（児童福祉部会）において、申請者からの申請書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、専門職員を継続的に確保し、継続的・長期的ビジョンによる療育訓練の提供が期待できること、また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つことなどの理由から、社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団が、当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

選定の基準	配点	最低 基準点	候補者 社会福祉法人宮崎市 社会福祉事業団
①市民の平等な利用を確保できる計画となっているか。	180		153
②施設の設置目的を最も効果的に達成する計画となっているか。	150		125
③施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか。	90		66
④事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有しているか（重要基準）。	270	108 (満点×40%)	209
⑤安全管理に対する対応は十分か。	90		70
⑥環境保護及び障がい者雇用等の福祉施策の取組状況はどうか。	60		47
合計得点	840	504 (満点×60%)	670
選定委員会における多数決の結果			6